

【評価基準】A:課題達成 B:予定通り進行中 C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

基本目標 1		高齢者を地域で支える環境づくり			
施策の展開方向 1-1		相談支援体制の充実			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域の高齢者の総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核を担う高齢者生活支援センター(地域包括支援センター:西山手、東山手、精道、潮見の4か所)の機能強化や周知等を図り、相談支援体制を充実していく。 また、地域共生社会の実現に向け、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、新たに創設される「重層的支援体制整備事業」を活用した属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施に向けた検討等、包括的な相談支援体制の整備に取り組む。	A 高齢者生活支援センターの適切な運営	64	① 高齢者生活支援センターの事業内容等の計画や国が示す評価指標に基づいて年度ごとに適正な評価を行い、地域包括支援センター運営協議会において議論し、課題改善に向けて取り組む。 ② 地域の身近な相談窓口としての機能が果たせるよう、引き続き適正な人員配置等による体制整備を行う。 ③ 多職種が連携した地域ケア会議の機能向上を図り、地域との連携強化及び地域で見守ることが出来る体制整備を行う。	① 毎年度国が示す評価指標に基づき、各地域包括支援センターが自己評価している。市で結果を集約し、運営協議会で報告し、課題については4センターで共有し改善に向けて取り組んでいる。 ② 三職種(社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員)を各地域包括支援センターへ配置している。 ③ 令和4年度は地域ケア会議を計34回(自立支援24回、個別支援8回、生活援助2回)開催し、地域課題の抽出、連携強化を行った。	B
	B 包括的相談支援体制の充実	64	① 地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の整備に向けて、第4次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組む。 <b>【新規】</b> ② 地域共生社会の実現に向け、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化する。 <b>【充実】</b>	① 第4次地域福祉計画策定体制の重層的支援体制の整備に向けた既存事業や体制の見直しを行う検討チームBに地域包括支援センター基幹的業務担当が参加し、計画策定に取り組んだ。 ② 65歳未満の障がい者が65歳以上になった際の円滑な引継ぎ方法を地域福祉課、障がい福祉課、高齢介護課及び介護事業者とプロジェクトチーム(65歳プロジェクト)を立ち上げ、「芦屋市内「障がい⇔高齢」連携グランドルールブック」を令和2年度から令和3年度に作成した。令和3年度中に運用開始している。 また、精道高齢者生活支援センターをはじめ、保健福祉センター内にある専門機関等が参加する「総合相談窓口連絡会」を毎月1回開催し、機関間の連携強化等による包括的な支援体制の構築に向け、総合相談窓口で対応した事例の共有や、各機関の活動紹介等を実施している。	B

	C 相談支援窓口の周知・啓発	64	<p>① 多様な媒体や活動の場などを活用し、高齢者生活支援センターをはじめとした相談支援窓口の周知・啓発に取り組む。</p> <p>② 地域の身近な相談者、支援者である民生委員・児童委員及び福祉推進委員の活動の理解、周知に取り組む。</p>	<p>① 市では広報紙、ホームページ及び平成 29 年度より稼働している介護サービス情報公表システムで周知、各高齢者生活支援センターではチラシやポスターを作成し、個別配布、掲示板に貼る、コンビニへ訪問し、当該チラシの配布等を行った。</p> <p>また、社会福祉協議会が発行する「社協だより」、福祉センターが発行する「福祉センターだより」に総合相談窓口の案内を掲載している。</p> <p>② 「社協だより」に地区福祉員会の活動を掲載している。また、各地区で「地区福祉だより」を全戸配布し、活動および委員一覧の情報提供を行っている。</p>	A						
施策の展開方向 1-2		支えあいの地域づくり									
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価						
<p>地域共生社会の実現に向けて、地域住民が地域活動への参加や人々との交流等を通して、主体的に地域課題の発見や解決に向けて取り組むことができるよう、地域づくりのためのネットワークの充実を図る。</p> <p>また、今後ますます高齢化が進むことをふまえて、引き続き高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の多様な主体による日常の見守り活動や、地域の居場所づくり等、地域住民と専門職等による地域でともに支え合う体制を充実していく。</p> <p>さらに、家族介護者が地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう支援に取り組む。</p>	A 地域づくりのためのネットワークの充実	65	<p>① 各圏域に地域支え合い推進員を配置し、地域資源や地域住民のニーズを把握・分析するとともに、定期的に社会福祉協議会や高齢者生活支援センターと情報共有等連携しながら、住民活動をサポートしていく。</p> <p>② 地域支え合い推進員と社会福祉協議会を中心に社会資源や福祉ニーズの把握、地域の連携づくり等に取り組み、地域住民が主体となって地域課題の解決や地域の見直しの場として活用できるよう、社会福祉協議会と連携して、地域発信型ネットワークの充実を目指す。</p>	<p>① 各圏域の地域支え合い推進員が把握した地域活動等を地域支え合い推進員通信「あしもり会」の発行により情報発信し、定期的な圏域あしもり会において、社会福祉協議会の地域担当や高齢者生活支援センターと情報共有を行っている。</p> <p>② 地域支え合い推進員と社会福祉協議会の地域担当が協働して地域プロフィールを行い、地域活動の支援について検討を行っている。</p>	B						
	B 地域で支え合う体制の充実	66	<p>① 民生委員・児童委員や福祉推進委員をはじめ、自治会や老人クラブ等、住民主体の見守り活動を支援していく。</p> <p>② 地域見まもりネットワーク事業など、協力事業者による見守り活動を支援し、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを充実させる。</p> <p>③ 住民活動の担い手を発掘・育成し、地域で支え合う体制へつなげる。</p> <p>●目標値【ひとり一役活動登録者数(人)】</p> <table border="1"> <tr> <td>令和3年度 (2021年度)</td> <td>令和4年度 (2022年度)</td> <td>令和5年度 (2023年度)</td> </tr> <tr> <td>140</td> <td>155</td> <td>170</td> </tr> </table> <p>④ 身近な地域で気軽に立ち寄り、つながりづくりや活動ができる居場所づくりを支援する。</p>	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	140	155	170	<p>① 「心配ごと相談」に関する研修や、「福祉を高める運動研究会」でのケース検討・関係機関との情報共有などを実施し、民生委員・児童委員の見守り活動の支援を行った。芦屋市自治会連合会と芦屋市民生児童委員協議会との交流研修会を実施し、各団体間の連携強化を図った。</p> <p>② 「地域見守りネット」等の見守り事業では地域包括支援センターと事業者がどれほどつながっているかを明確にするため、相談件数を集計する体制を作り、「高齢者生きがい活動通所支援事業」等の健康づくり・コミュニティづくりの事業を実施し、支援対象者の見守りや交流が図られる体制づくりを行っている。</p> <p>③ 令和4年度は、ひとり一役活動に76人の登録があり、増加傾向にある。</p> <p>④ 介護予防・通いの場づくり事業は、8か所の通いの場で活用があった。</p>	B
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)								
140	155	170									
C 高齢者セーフティネットの整備	66	<p>① 高齢者の緊急時の安全確保と不安解消を目的として、「救急医療情報キット」の普及・啓発に継続して取り組む。</p> <p>② 民生委員・児童委員の活動により作成した緊急・災害時要援護者台帳を関係機関との連携により定期的に更新し、消防、高齢者生活支援センター、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会等の幅広い分野での活用や共有を図る。</p>	<p>① 各種イベント等にて救急医療情報キットを周知及び配布した。</p> <p>② 関係機関が緊急・災害時要援護者台帳の情報を共有し活用できるよう、台帳を基に「災害時要配慮者名簿」を作成し、個人情報保護に留意した上で関係機関に配布した。また、台帳と地図を連携するシステムを活用し、関係機関の台帳活用を支援した。</p>	B							

施策の展開方向 1-3		在宅医療の推進			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>高齢化に伴い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者が増加する中で、医療・介護の連携は不可欠である。</p> <p>在宅医療・介護連携支援センターを拠点とし、多職種・他機関連携のもと、切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制の構築を目指す。</p> <p>あわせて、高齢者自身が医療や介護を受ける段階になったときに、本人が適切な意思表示ができるよう、またそれが適切な医療・介護へ結びつくよう、在宅医療や介護について、市民や関係機関等へ周知・啓発を行う。</p>	A 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	68	① 在宅医療・介護連携支援センターを継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援や情報共有支援等により、連携を推進する。	① 「在宅医療・介護連携支援センター」を継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援を実施した(相談件数:令和3年75件、令和4年63件)。 また、オンラインを活用した研修等を実施し、情報共有を行った。	B
	B 多職種・他機関連携体制の充実	68	① 「退院調整ルール」の継続的な活用により、医療機関やケアマネジャーなどの支援者が連携し、病院から在宅等へのスムーズな移行を目指す。 ② 芦屋多職種医療介護 ONE チーム連絡会の機会などを通じた、看取りや終末期を含む在宅医療・介護の連携に関する課題の抽出や対応の検討等により、医療・介護の連携体制の充実を図る。 ③ 医療現場と福祉・介護現場の課題や対応策を協議・共有するため、市内3病院等関係機関との定期的な情報交換を行う。	① 「退院調整ルール」を継続的に活用。活用状況等の確認のため、ケアマネジャー及び病院に年1回アンケートを行い、その結果をもとにオンラインで「退院調整ルール点検協議会」を開催し、ルールの適切な運用等について周知・協議を行った。 ② 芦屋多職種医療介護 ONE チーム連絡会を開催し、課題抽出や対応の検討を行うとともに、多職種連携に向け研修会を実施した。(開催回数:令和3年度4回、令和4年度7回) ③ 市内3病院の連絡会に参加し、新型コロナウイルス感染症の対応状況等について、情報共有、意見交換を行った。新型コロナウイルス感染症の影響から、書面やオンライン等での開催となった。(開催回数:令和3年度3回、令和4年度3回)	B
	C 在宅医療と介護の理解の促進	68	① 在宅医療や介護の理解を深めるため、フォーラムの開催やリーフレットの配布など、多様な媒体を活用し、周知・啓発を行う。	① 医師会により在宅医療に関する情報を掲載した「芦屋市在宅医療ハンドブック」を令和4年度に改訂し、関係機関へ配布した。また、令和4年度認知症に関するフォーラムを2回オンライン実施し、市民への啓発を行った。	B



施策の展開方向 1-4		認知症ケアの推進									
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価						
認知症施策の推進は、正しい知識の普及・啓発、誰もが相談しやすく相談を受けられる体制を充実させることが不可欠である。 認知症施策推進大綱に基づいた施策に取り組むとともに、地域で認知症や若年性認知症の人を見守ることができる体制を整備し、本人及び家族がいつまでも地域で暮らしやすい「認知症にやさしいまち」を目指す。	A 認知症に関する正しい知識の普及・啓発	69	① 認知症に関する講習会の開催や、広報紙等による認知症に対する正しい知識の普及を図り、9月の世界アルツハイマーデーには普及啓発活動を強化する。【充実】 ② 小・中学生への認知症サポーター養成講座の受講を推進し、多様な世代の受講による年間受講者数の増加を目指す。 ●目標値【認知症サポーター養成講座年間受講者数(人)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000</td> <td>1,150</td> <td>1,300</td> </tr> </tbody> </table> ③ 中学生対象のトライやる・ウィークで、学校教育でも福祉に関する関心を高めるよう推進する。	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	1,000	1,150	1,300	① 高齢者生活支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心となって出前講座の実施や住民への正しい認知症の知識の啓発等を実施している。また、若年世代の認知症の理解促進のために、小学生を対象に認知症サポーター養成講座を開催した。加えて、兵庫県版認知症チェックシートを市役所高齢福祉係窓口、各高齢者生活支援センターへ設置しセルフチェックの普及啓発を強化した。 ② 小・中学生等へ認知症の理解を推進するために、キッズスクエアや学校の福祉学習等で認知症サポーター養成講座を実施。平成18年度から延べ12,410人のサポーターを養成した。(令和5年3月末時点)(実績:令和3年14回開催256人受講、令和4年18回開催286人受講) ③ トライやる・ウィークを行うにあたり事前学習を行い、福祉への関心を高めた。その上でトライやる・ウィークで体験を行い、事業所の方に教えていただきながら取り組むことができ、利用者の方々との交流を深められた。わずかな期間ながら福祉への知識が増え、より関心を抱くことができた。	B
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)								
1,000	1,150	1,300									
B 相談・支援体制の充実	69	① 高齢者生活支援センターが認知症相談センターの役割を担っていることを周知・啓発する。【充実】 ●目標値【認知症に関する相談窓口の認知度】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次期計画策定時 31.5%以上(今期 21.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在宅介護実態調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次期計画策定時 28.7%以上(今期 18.7%)</td> </tr> </tbody> </table> ② 「認知症ほっとナビ」(認知症ケアパス)の定期的な見直し、改訂により、相談・支援に関する情報提供を継続する。 ③ 早期発見・早期受診の体制づくりに向け、認知症地域支援推進員と医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関等との連携を強化する。 ④ 早期の医療や介護につなぐ「認知症初期集中支援チーム」の効果的及び積極的な活用に取り組む。 ⑤ 認知症の人が消費生活トラブル等の被害にあわないよう、啓発活動や早期発見に取り組む。	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	次期計画策定時 31.5%以上(今期 21.5%)	在宅介護実態調査	次期計画策定時 28.7%以上(今期 18.7%)	① 認知症の相談窓口の案内を適宜パンフレット等で行ったが、目標とする認知度には届かなかった。 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査:17.1%) (在宅介護実態調査:17.2%) ① 認知症地域支援推進員が各圏域のつどいの場、医療機関情報、各相談窓口の情報を収集し更新している。昨年度はポスターコンテスト最優秀賞作品を表紙にし、医療機関情報、相談窓口情報の更新を行い、より相談支援に活用できる内容に改良した。 ③ 認知症チェックのチラシの配布及び市ホームページに認知症チェックのためのページを掲載し、認知症の早期発見の周知・啓発に努めている。また、市内で実施されている認知症カフェ等の活動にも関わった。令和4年度は医療機関との連携を充実する計画で、認知症疾患医療センター等との連携強化を行った。 ④ 各高齢者生活支援センターで把握した対象ケースについて医師・看護師・高齢者生活支援センター職員を構成員とするチームで初期集中支援を実施した。(対応実件数:令和3年6件、令和4年6件)。令和4年度より、高齢者生活支援センター連絡会にて、認知症相談センターとして受け付けた相談概要等を確認し、必要に応じて初期集中の利用を促した。また対応困難ケースへの対応力向上に向け、認知症疾患医療センター(兵庫医科大学病院)との事例検討の実施や認知症初期集中チーム員会議への精神科医の参加を実施した。 ⑤ 社協や高齢者生活支援センターなど、高齢者関連施設に多発している消費生活トラブル情報のチラシを継続配布した。また、権利擁護支援者や民生児童委員向けに見守りの観点から出前講座を实	B			
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査											
次期計画策定時 31.5%以上(今期 21.5%)											
在宅介護実態調査											
次期計画策定時 28.7%以上(今期 18.7%)											

				施した。地域での見守り強化に向け、消費生活サポーター養成講座を実施した。						
C 地域で支える体制づくり	70	<p>① 認知症高齢者の見守り・SOS ネットワーク事業の周知を図るとともに、行方不明者の早期発見や支援につながる仕組みづくりを引き続き検討する。</p> <p>●目標値【見守り・SOS ネットワーク登録者数(人)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>23</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 認知症による行方不明者を想定した声掛け・捜索模擬訓練を実施するなど、地域での見守りを推進する。</p> <p>③ 認知症の人やその家族が、気軽に集える居場所づくりに認知症サポーターとともに取り組む。【新規】</p>	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	18	23	30	<p>① 見守り・SOSネットワーク登録者数は、令和3年度末19人 令和4年度末24人 芦屋警察署との連携により随時情報を共有している。認知症の方を保護した場合には、事業も勧められている。</p> <p>② コロナ禍の影響により想定していたイベントが開催されず実施はできなかった。</p> <p>③ 認知症カフェ連絡会や認知症地域推進員の会議を認知症サポーター養成講座担当者で行い認知症の人や家族の居場所づくりについて検討した。</p>	B
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)								
18	23	30								
D 若年性認知症の人への支援	70	<p>① 当事者の会の開催やニーズの把握に努め、状態に応じた適切な支援やその仕組みを検討する。【新規】</p> <p>② 専門職向けの支援研修を実施し、質の高い支援を受けられるよう支援体制を強化する。</p> <p>③ 認知症疾患医療センター、医療機関等との連携により若年性認知症の人の実態を把握する。</p>	<p>① 当事者の会を定期的で開催し、当事者同士のお話からニーズを把握することに努めた。また、認知症カフェを市の南北に設置し、認知症当事者やその家族のニーズ把握に取り組んだ。</p> <p>② 若年性認知症の方の支援に関わる機関が集まる「若年性認知症ネットワーク会議」を開催した。支援の中で出てくる課題を共有し、どのように支援できるのかを検討した。</p> <p>③ 認知症疾患医療センターである兵庫医科大学病院と連携強化のため、事例検討会を各高齢者生活支援センターで計4回開催した。</p>	A						

施策の展開方向 1-5		権利擁護支援の充実												
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価									
高齢者の権利擁護支援には、家族の支援をはじめ、関係機関や行政等との連携・協働や地域の協力が必要である。今後も高齢者が安心して「自分らしく」暮らし続けることができるよう、本人の意思決定を尊重するため、権利擁護支援体制の充実を図るとともに、より多くの人々が権利擁護の理解を深めることができるよう、周知・啓発に取り組む。 あわせて、成年後見制度の利用促進に向け、制度の周知・啓発及び制度を利用する人の支援のための地域連携ネットワークの構築に取り組んでいく。	A 権利擁護支援体制の充実	70	① 権利擁護支援システム推進委員会において、支援体制を継続的に検討し、権利擁護支援センターを中心とした、関連機関との連携による、権利擁護支援の充実を図る。 ② 成年後見制度を利用する人の適切な支援を目的とした、支援者会議等を実施し、地域連携のネットワークづくりに取り組む。	① 市長申立てにかかるスキームの見直しを検討した。また、権利擁護支援システム推進委員会にて権利擁護支援の推進を図るために、組織された孤独孤立の支援課題を抱える人の支援ハンドブックのプロジェクトチームでは、作成に向けて関係機関にアンケート・ヒアリングを実施した。 ② 成年後見制度を利用する人もしくは必要であると思われる人がいる際に適宜、支援者会議・SVを実施した。	B									
	B 権利擁護の理解や意識を高める取組の推進	71	① 多様な媒体の活用により、権利擁護相談窓口の周知・啓発を行う。 ② 養介護施設従事者等や関係機関等に対する研修を実施し、意思決定支援や権利擁護支援に必要な知識等の習得を促進する。 ③ 講演会の開催等により、本人や家族、地域住民へ虐待の早期発見・防止及び権利擁護に関する知識の普及・啓発、意識の醸成に取り組む。	① 権利擁護支援センターのリーフレットの配布や広報紙への相談日の周知を実施した。 ② 新任職員向けの権利擁護研修を実施や障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修、セルフネグレクトをテーマとして虐待対応従事者研修を実施した。 ③ ハイブリッド形式による権利擁護フォーラムを開催した。市外の方の参加も含め 55 人が参加した。	B									
	C 成年後見制度の利用促進	71	① 出前講座や啓発チラシの作成等により、成年後見制度の周知・啓発を行う。【充実】 ●目標値【成年後見制度の認知度】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">次期計画策定時 60%以上(今期 46.7%)</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td style="text-align: center;">在宅介護実態調査</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">次期計画策定時 60%以上(今期 41.3%)</td></tr> </table> ② 自らが希望する自立した日常生活を営むために、成年後見制度を必要とする人が誰でも利用できるように、成年後見制度利用支援事業を継続実施する。 ●利用推計【成年後見制度利用支援事業(件)】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度 (2021年度)</td> <td style="text-align: center;">令和4年度 (2022年度)</td> <td style="text-align: center;">令和5年度 (2023年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> </table>	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	次期計画策定時 60%以上(今期 46.7%)	在宅介護実態調査	次期計画策定時 60%以上(今期 41.3%)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	23	25	27	① 成年後見制度のリーフレット等を関係機関等の窓口で配架している。 ② 後見人候補者の充足を図るために、専門職人材バンクの登録の促進や、権利擁護支援者養成研修にて、市民後見人の養成(2名の市民後見人が活動)に取り組んでいる。また、権利擁護支援センターにおいて、1,748件(令和3年度:1,457件)の申立て支援を実施した。 成年後見制度利用支援事業の利用実績:21件(令和4年度)
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査														
次期計画策定時 60%以上(今期 46.7%)														
在宅介護実態調査														
次期計画策定時 60%以上(今期 41.3%)														
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)												
23	25	27												

施策の展開方向 1-6		在宅生活を支えるサービスの充実			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>地域支援事業の任意事業及び介護保険サービスを補完する市の一般施策として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、重度の要介護状態や認知症の人を対象とした生活支援と併せて、家族介護者への支援に関する各種サービスや事業を実施する。</p> <p>また、高齢者の自立生活や家族介護を支援する観点から、今後も利用ニーズを踏まえたサービス内容の見直しや介護保険の地域支援事業との調整も行いながら事業を実施する。</p>	A 高齢者の在宅生活への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	71	① 高齢者の在宅生活の支援に向けた各種サービスや事業等について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、必要な見直しや検討を行いながら、継続して実施する。	① 市の窓口や高齢者生活支援センターに寄せられる情報等を通して実態を把握しながら、生活支援ショートステイ事業や日常生活用具給付事業、緊急通報システム利用支援事業を継続して実施した。	B
	B 重度の要介護状態や認知症の人への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	72	① 重度の要介護状態や認知症の人の支援等を目的とした各種サービスや事業等を必要な見直しや検討を行いながら、継続して実施する。	① 市の窓口や高齢者生活支援センターに寄せられる情報等を通して実態を把握しながら、寝たきり老人理(美)容サービス事業や要援護高齢者外出支援サービス事業等を継続して実施した。また、認知症等高齢者 GPS 機器貸与事業や認知症高齢者の見守り・ネットワーク事業等を継続して実施した。 また、認知症高齢者個人賠償責任保険事業の令和 5 年度開始に向けた準備を進めた。	B
	C 高齢者を介護する家族への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	72	① 高齢者を介護する家族が就労しながら介護することができるように、家族を支援する各種サービスや事業等について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、必要な見直しや検討を行いながら、継続して実施する。	① 市の窓口や高齢者生活支援センターに寄せられる情報等を通して実態を把握しながら、家族介護用品支給事業や家族介護慰労事業を継続して実施した。	B



基本目標 2		社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり									
施策の展開方向 2-1		生きがいの推進									
		(1)自主的な活動の促進									
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価						
<p><b>2-1 生きがいの推進</b></p> <p>人生 100 年時代において、生涯現役社会を実現し活力ある長寿社会とするためには、高齢者自身が地域社会と関わり、楽しみや役割を見出し、自らの経験や知識・技能を生かして活躍できる場の整備が必要である。</p> <p>そのため、地域社会活動、生涯学習、就労など、高齢者が生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう自己実現の機会の創出を多方面から推進していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス等の感染症の影響により閉じこもりとならないよう新しい生活様式を取り入れた生きがい・社会参加への取組を推進する。</p> <p><b>(1) 自主的な活動の促進</b></p> <p>地域では、高齢者の様々な自主的な活動が行われており、日常生活の楽しみや生きがいとなっている。アンケート調査では、老人クラブ活動、ボランティア活動や地域における趣味活動などが、日常生活の楽しみとの回答がある。</p> <p>また、老人クラブは、地域貢献を念頭に「仲間づくり」等を行う老人福祉の増進に寄与する団体として、地域で生きがい活動や見守り活動等を行っており、高齢者の身近な地域での社会参加の機会の創出に重要な役割を担っているため、老人クラブ活動の活性化の支援に取り組む。</p>	A 老人クラブ、あしや YO 倶楽部への活動支援	74	<p>① 活動支援を継続するとともに、活動に役立つ情報を提供していく。</p> <p>② 継続的な活動を行うために次世代を担う若い世代のリーダー育成及び会員確保の取組を支援する。</p> <p>③ 新規会員の確保や地域に親しんでもらえるように活動内容及び「はびねすクラブ芦屋」の愛称を広報紙やケーブルテレビにて周知する。</p> <p><b>【充実】</b></p> <p>●目標値【老人クラブ会員数(人)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 3 年度 (2021 年度)</th> <th>令和 4 年度 (2022 年度)</th> <th>令和 5 年度 (2023 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,940</td> <td>2,970</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	2,940	2,970	3,000	<p>① 老人クラブに運営費を助成するとともに、情報提供を行った。老人クラブ会員数 2,652 人(令和 4 年 4 月 1 日時点)・YO 倶楽部会員数 67 人(令和 4 年 4 月 1 日時点)。新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、老人クラブ及び YO 倶楽部の会員数が軒並み減少傾向となっている。コロナ禍のなかでも感染対策を行いつつ活動を行っている。</p> <p>② 自主的な企画運営を支援するとともに、理事会や役員会に同席し、開かれた活動になるよう助言した。</p> <p>③ 北館 1 階の展示コーナーにて、活動の展示を行った。</p>	B
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)								
	2,940	2,970	3,000								
	B ボランティア活動の推進	75	<p>① 地域で活動するボランティアに対し必要経費や活動費の助成を行い、自主的な社会参加の促進を図る。</p> <p>② ボランティア活動センター等と連携し効果的なボランティア活動の推進を図る。</p> <p>③ ひとり一役活動推進事業等の主体的な活動を支援し、社会参加を促進する。</p>	<p>① ボランティア団体に対して活動費やボランティア保険料などを助成することで、活動の促進を図った。</p> <p>② 社会福祉協議会へのボランティア活動センター運営事業補助金の助成を通じて、ボランティア活動の推進及び地域福祉活動への住民の参加促進を図った。</p> <p>ひとり一役活動推進事業について、福祉センターにおけるエントランスパネル展示をボランティア活動センターと協働で行い、事業啓発を行った。</p> <p>③ ひとり一役活動推進事業において、1,655 回のボランティア活動回数を提供することができた。</p>	B						
C コミュニティ・スクールの活動支援	75	<p>① 小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い、学校を地域社会の核としたコミュニティの創造、生涯学習の場として、コミュニティ・スクールの活動推進及び運用に関する費用の助成を行う。</p>	<p>① 地域コミュニティを活性化するために、世代間交流を意識した事業を継続して実施しており、事業を積極的に実施できるよう継続して支援を実施し、運営に関して必要に応じて助言・助成を行った。</p>	B							
D 市民活動団体の支援とあしや市民活動センター(リードあしや)の活動推進	75	<p>① NPO 及びボランティア活動など市民活動の自立的な活動を支援する。</p> <p>② 市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援を行い、生きがいを推進する。</p> <p>③ 市民活動に関する情報の提供及び高齢者が参画しやすい環境づくりを行う。</p>	<p>① NPO・ボランティア相談は年間 421 件。40 代～50 代(180 件)及び 60 代以上(197 件)が相談者全体の大半を占めており、小規模グループや団体が活動している傾向にある。</p> <p>② 市民活動団体がプログラムの企画や広報、運営などを自主的に行い、活躍の場を拡げることが目的とした「ふれあいカフェ」、「夏休み！わくわくスペシャル」を継続事業として実施した。</p> <p>また、芦人認定者による「こどもひろば あんあーと」10 月に開催。子どもから高齢者までの幅広い世代の交流の場となった。</p> <p>③ 年 4 回季刊紙を発行し、セミナーやイベント等について登録団体や</p>	B							



				福祉関係施設に情報提供。また、ホームページや「ためまっふ芦屋」、Facebook・Instagram等のSNSでもイベント等の情報提供を積極的に行った。	
施策の展開方向 2-1	(2)生涯学習の推進				
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<b>(2) 生涯学習の推進</b> 学習や教養を高める活動は、人生を豊かにすることにつながり、高齢者の生きがいの重要な要素の一つとなっている。アンケート調査の結果においても、「学習や教養を高めるための活動」を日常生活の楽しみとしている人は2割以上となっている。高齢者が地域で生涯学習を行う機会を関係機関と連携して、引き続き支援していく。	A 生涯学習に関する情報提供の充実	75	① 幅広い市民層における学習意欲向上のために、イベントや広報紙・ホームページを活用し情報を提供する。	① 広報紙やホームページで周知を行うほか、美術博物館等ではSNSを活用し、生涯学習に関する情報提供を図っている。	B
	B 芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院の充実	75	① 高齢者のニーズにあった学習内容となるように企画の調整等を行う。 ② 受講者における終了後の自主的な活動を支援するために必要な情報の提供や他の関係機関との連携を強化する。	①② 芦屋川カレッジ：50人（応募50人）、聴講生：80人（応募130人）、大学院：72人（応募99人） 『パソコン講座』や『医療と健康』等、広範囲な分野から高齢者のニーズに即したプログラムを提供した。また、文化考察のフィールドワークとして、宝塚文化創造館、姫路城を訪れた。	B
	C 公民館講座や講演会などの充実	75	① 定期的に高齢者のニーズを把握することで、企画内容を充実し、参加者の増加を図る。	① 公民館講座として全31講座（フィールドワーク含む）実施し、延5,560人が参加した。講座の内容は参加人数などを確認し、見直している。	B
	D 多様な学習機会の創出	75	① 芦屋市生涯学習出前講座、市民版出前講座「あしや学びあいセミナー」及び地域団体と協力して事業を開催するなど、気軽に参加できる学習機会を充実していく。 ② 文化財関連の展示、普及啓発イベント及び美術博物館や谷崎潤一郎記念館での多様な方法による学習機会を創出する。	① 芦屋市生涯学習出前講座のメニュー見直しを例年通り行なった。「あしや学びあいセミナー」について、社会教育関係登録団体へ講師登録を呼びかけ、メニューの見直しを行なった。公民館や芦屋ユネスコ協会とも協力して、「平和の鐘を鳴らそう」事業を実施するなど、啓発・学習機会の創出に務めた。 ② 文化財関連の展示や普及啓発イベントを実施した。また、美術博物館では各種講演会やワークショップを、谷崎潤一郎記念館では「文学館講座」を実施し、大人から子供まで幅広い世代に対して学習機会の創出を図った。	B

施策の展開方向 2-1		(3) 生きがい活動支援の充実														
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価											
<p><b>(3) 生きがい活動支援の充実</b> 認知症対策、介護予防など高齢者の心と体に大きく影響する生きがいづくりの推進については、多方面からの取組が必要であり、健康づくり、社会教育、スポーツなど全庁的な取組に加え、多様な関係機関や団体等と連携して取り組むことが重要である。</p> <p>特に、高齢者生きがい活動支援通所事業については、福祉推進委員などが中心となって、身近な地域での趣味・創作活動・体操などを実施しており、今後、新型コロナウイルス等の感染症の影響により家に閉じこもりがちな高齢者に対して、身近な地域で参加できる生きがい活動の重要な取組の一つとなる。</p> <p>また、今後の高齢化を見据えると、高齢者の社会参加を促進する移動手段の確保は、不可欠なものとなっていく。</p>	A 生きがいづくりの支援強化	76	<p>① 庁内関係部署や多様な関係団体との連携による生きがい推進体制の充実を図る。</p> <p>② 広報紙及びホームページ等で生きがいづくりに関する情報の提供や相談体制の強化を図る。</p> <p>③ 高齢者生きがい活動支援通所事業について高齢者のニーズを分析し、見直しや拡充を検討することで、閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりを図る。【充実】</p> <p>●目標値【高齢者生きがい活動支援通所事業(人)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,600</td> <td>5,040</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	4,600	5,040	5,500	<p>①③ シルバー人材センターと連携し、高齢者向けのICT講座の実施することでフレイル予防やメディアリテラシーの向上等に取り組んだ。</p> <p>② 広報紙へ高齢者生きがい活動支援通所事業について掲載し、情報提供を行った。</p>	B					
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)													
	4,600	5,040	5,500													
	B 活動場所の充実	77	<p>① 地域コミュニティ活動の拠点として、引き続き各地区にある集会所を利用しやすいように改修を進め、交流の場や生きがいづくりの活動場所として充実を図る。</p> <p>② 老人福祉会館での関係団体と連携した新規イベントの実施や貸室の利用促進などに取り組み、高齢者の居場所としての機能を強化する。【充実】</p> <p>●目標値【老人福祉会館貸室利用回数(回)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>180</td> <td>200</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>●目標値【老人福祉会館新規イベント回数(回)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 潮見小学校と朝日ヶ丘小学校の余裕教室を活用した「ゆうゆう倶楽部」を高齢者の居場所として、有効活用できるように情報提供を行う。</p>	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	180	200	220	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	2	3	4	<p>① 指定管理者である芦屋市地区集会所運営協議会連合会において、地区集会所設備の保守点検や整備、施設内の各種不具合に関する改修工事を行い、利用者の利便性向上を図った。また、利用定員数や活動内容の制限措置等の新型コロナウイルスの影響を受けながらも、各集会所で集会所主催のイベントを実施し、交流を図った。</p> <p>② 包括連携協定を締結した企業と連携しイベントを2回開催した。貸室利用回数 338回(111号室161回、112号室177回)</p> <p>③ ゆうゆう倶楽部の活動等について、ホームページ等での周知を行ったが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、積極的な活動支援ができない状態となった。</p>
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)														
180	200	220														
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)														
2	3	4														
C スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実	77	<p>① スポーツリーダー認定講習会、スポーツボランティアバンク(ボランティア登録)を継続実施する。</p> <p>② 活動内容の広報等による周知や関係機関への呼びかけを強化し、活動機会を拡充する。</p>	<p>① スポーツリーダー認定講習会及び芦屋市スポーツリーダーバンクを継続実施している。</p> <p>② 広報等による周知や関係機関への呼びかけにより参加促進に取り組んでいる。</p>	B												
D スポーツ・レクリエーション活動の推進及び施設の充実	77	<p>① 体力づくり、仲間づくり生きがいづくりのために、市民啓発事業を実施し、スポーツの定期的実施率の向上、生涯スポーツの推進を図る。</p> <p>② スポーツ関連施設(プール、体育館、テニスコート等)の利便性及び快適性の確保に努める。</p>	<p>① 市民啓発事業を実施することによりスポーツ実施率の向上、生涯スポーツの推進を図っている。</p> <p>② 指定管理者による管理・運営により、利便性及び快適性の確保に努めている。</p>	B												

	E 社会参加の促進と移動手段の確保のための取組	77	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者のニーズ及び効果や持続可能性を検討し、高齢者バス運賃助成事業等各種生きがいづくりを支援する事業の見直しや拡充を図る。</li> <li>② 高齢者の日常の買い物や地域活動など社会参加の促進に向け、関係団体や民間等の多様な主体と連携した取組を進める。</li> <li>③ 公共交通網から離れている地域など、高齢者等の移動が困難な地域において、既存の公共交通等を補完する施策を必要に応じ検討する。</li> </ul>	①②③ 公共交通網から離れている地域など、高齢者等の移動が困難な交通の空白地域において、既存の公共交通等を補完するため、高齢者バス運賃助成事業の対象路線を令和5年度10月より拡大することとなった。 また、本事業を持続可能な制度とするために各交通事業者等と引き続き協議を行った。	B					
施策の展開方向 2-2		<b>就労支援の充実</b>								
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価					
<p>高齢者がこれまでの豊かな知識や経験を生かし就労することは、生きがい、健康寿命の延伸や地域の貢献にもつながる。</p> <p>アンケート調査では、就労している人は前回調査より増え、全体では4人に1人以上の人が、年代別の65歳～74歳では4割以上の人が仕事をしていると回答している。</p> <p>また、働くことが、日常生活の楽しみと回答した人は、約4人に1人となっている。</p> <p>芦屋市シルバー人材センターは、「この街と一緒に生涯現役」の実現に向けて、高齢者にふさわしい仕事を会員の能力や希望に応じて提供していく。就労の内容は、年齢・性別に限定されない幅広い活動となっており、地域とのつながりを大切にしながら就労を通じて得られる新たな気づきや達成感が、会員の生きがいとなっている。</p> <p>今後もシルバー人材センターとともに、高齢者のニーズに応じた多様な職種や就労機会の確保の取組を推進する。</p>	A 高齢者の多様な就労機会の拡充	78	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報紙やパンフレット等の活用による高齢者雇用に関する助成制度等を周知し、企業へ的高齢者雇用の啓発を強化する。</li> <li>② ハローワーク西宮(西宮公共職業安定所)が作成した求人情報を、市役所をはじめ主要な公共施設の窓口で提供し、就職活動を支援する。</li> <li>③ 地域の実情に応じた多様な就労機会の拡充を図る。</li> </ul>	①②③ 創業塾の活用により経験や知識を生かした起業を支援した。 また、就労希望者にはシルバー人材センターや職業安定所の情報を提供した。	B					
	B シルバー人材センターの充実	79	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市による運営費補助を継続実施し、新たな高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援する。<b>【充実】</b> ●目標値【シルバー人材センター会員数(人)】  <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和3年度 (2021年度)</td> <td>令和4年度 (2022年度)</td> <td>令和5年度 (2023年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,190</td> <td style="text-align: center;">1,215</td> <td style="text-align: center;">1,250</td> </tr> </table> </li> <li>② 生活支援型訪問サービス従事者研修、はつらつコールや総合事業における生活支援型訪問サービスの実施など、高齢者が介護や高齢者福祉の担い手となる取組をシルバー人材センターとともに推進する。<b>【充実】</b></li> <li>③ 地域ニーズに応じた新規事業を推進できるよう支援する。</li> <li>④ 子育て支援事業、介護予防事業など地域貢献につながる取組を支援する。</li> <li>⑤ 「はつらつ館」で行っている市民対象のシニアパソコン講座、トータル・サポート講座等の様々な講習会の開催を支援する。</li> </ul>	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	1,190	1,215	1,250	<ul style="list-style-type: none"> <li>① シルバー人材センターの運営費を補助した。会員数は令和4年度末時点1,178人(令和3年度末1,142人)。</li> <li>② 会員拡大に向けて北館1階の展示コーナーにて、活動の展示を行った。</li> <li>③ 高齢者活用子育て支援事業や介護予防応援事業等を継続実施した。</li> <li>④ 会員の知識・技能の向上を図るため、清掃講習会等の開催を支援した。</li> <li>⑤ 市民対象のシニアパソコン講座、トータル・サポート講座等を広報で周知し、様々な講習会の開催を支援した。</li> </ul>
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)								
1,190	1,215	1,250								



施策の展開方向 2-3		高齢者の住まいの確保と住環境の整備			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるようにする地域包括ケアシステムの推進において、住環境の整備や多様な住まいの確保は、重要な要素の一つである。</p> <p>アンケート調査(在宅介護実態調査)では、施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居を検討していない」が66.8%となっている。</p> <p>今後は、住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者が住環境の整備や長寿社会に対応した高齢者向け住宅及や有料老人ホーム等の多様な住まいの選択が可能となるよう取り組む。</p>	A 公営住宅の充実	80	<p>① 「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく、既存市営住宅の建替や改修等を計画的に取り組み、高齢者が暮らしやすい住宅を確保する。また、見守りや相談体制の整備など、入居者の高齢化への対応策を関係機関で検討する。</p> <p>② 既存の住宅から公営住宅への高齢者の住替があることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備を関係機関に要望していく。</p>	<p>① 車いす対応住宅を整備し、概ねバリアフリー化されたものを整備し高齢者が暮らしやすい住宅を確保している。また、住宅部門と福祉部門との連携を図りながら、高齢者に対する見守り体制について検討を行った。特に、市営住宅においては指定管理者による高齢者に対する安否確認や見守り活動を積極的に実施した。</p> <p>② 既存の住宅から市営住宅への高齢者の住替があることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備を関係機関に要望していく。</p>	B
	B 多様な住まいの情報の提供・支援	80	<p>① 高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対し、有料老人ホームやシルバーハウジング、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などについての情報の提供を行う。</p> <p>② 施設での生活を希望する人については、特定施設や認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホームなどの情報の提供に努める。</p>	<p>① 市民からの問い合わせ時に、有料老人ホーム等のサービス内容や住宅の種類について情報提供を行った。市営住宅の申し込み時にはシルバーハウジングの紹介を行うとともに、シルバーハウジングの在り方や今後の方向性について、関係各課との情報共有を行った。</p> <p>② 市内施設の情報について随時更新し、窓口、ホームページで情報提供を行っているほか、利用者の施設入所が必要となった際に入所を支援するケアマネジャーに対しても随時情報提供を行った。</p>	B
	C 住環境整備への支援	80	<p>① 住宅改造費助成事業(特別型・一般型)や分譲共同住宅共同部分のバリアフリー改修事業について、ホームページ等で周知し利用促進を図る。</p>	<p>① 高齢者住宅のバリアフリー化工事需要の高まりを受け、令和4年中に住宅改造費助成事業(特別型)を26件、住宅改造費助成事業(一般型)を17件実施した。事業の対象者に必要な情報が伝わるようにホームページやパンフレット等で周知に努めた。分譲共同住宅共同部分のバリアフリー改修助成事業を1件実施した。</p>	B

施策の展開方向 2-4	防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備				
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>高齢者が地域で安心して生活していくうえで、防犯・防災対策や災害支援体制の整備は、不可欠で重要な取組である。特に振り込め詐欺や還付金詐欺など、高齢者が被害にあいやすい犯罪については、警察や消費生活センターだけでなく、普段から高齢者と接する高齢者生活支援センター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、福祉推進委員等と連携して被害にあわないよう注意喚起などに取り組む。</p> <p>緊急時・災害時の対応について、アンケート調査によると、要支援・要介護認定者では、「一人で避難できない」と回答した人が、73.2%いる（「一人で判断できるが、避難できない」と「一人で判断できないし、避難できない」の合計）。緊急・災害時要援護者台帳への登録が必要な人に引き続き周知を行うとともに、避難体制の推進に、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等の関係機関と連携して支援体制の充実に取り組む。</p> <p>また、災害時に介助や見守りを必要とする要配慮者が、適切な避難行動ができるよう取り組むとともに、避難所では、安心した避難所生活を過ごせるよう感染症予防対策を含めた適切な運営を行う。</p>	A 地域における防犯体制の推進	81	① 市全域で結成されたまちづくり防犯グループの活動を支援するとともに、関係機関やグループ間の情報共有の場を設けることで活動の継続と活性化を目指す。	① 令和4年度の「まちづくり防犯グループ」育成事業補助金の交付は19団体。まちづくり防犯グループ連絡協議会の全体会はコロナ禍につき中止。役員会を1回開催し、令和5年度に向けて現状確認と課題の整理を行った。	C
	B 悪質な犯罪からの被害防止	81	① 悪質商法等の被害を防止するため広報紙や出前講座等で啓発に努める。 ② 民生委員・児童委員、福祉推進委員、消費生活センター、警察、自治会、高齢者生活支援センター等と連携し、被害の予防や早期発見の仕組みづくり、相談支援体制の整備に努める。	① 消費生活トラブル情報について、社協や高齢者生活支援センターなど高齢者関連施設にチラシを継続配布し、全戸配布の消費生活センター新聞等により周知した。また、公民館と共催で消費生活セミナーを開催し、権利擁護支援者や民生児童委員向けに見守りの観点から出前講座を実施した。地域での見守り強化に向け、消費生活サポーター養成講座を実施した。 ② 民生委員・児童委員に向けて、兵庫県警察や、兵庫県立消費生活総合センターが作成している悪質商法・消費者トラブル等に関するチラシを配布した。警察とも連携し、特殊詐欺防止の呼びかけを行った。	B
	C 災害時における支援・感染症予防対策にかかる体制の整備	81	① 地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化の観点から、自主防災組織の全市域での結成や近隣地域の横断的な防災活動の啓発に取り組む。 ② 緊急・災害時要援護者台帳への登録や個別支援計画の策定を推進するとともに、登録情報の更新を継続的に行い、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会、高齢者生活支援センターなど関係機関での活用や共有を図る。 ③ 福祉避難所の指定を増やすとともに、民間の福祉施設へも働きかけを行い、福祉避難所の確保に努め、設置運営の訓練を行う。【充実】 ④ 津波や土砂災害・風水害発生時の自助や共助による避難行動の必要性及び一時避難施設、避難所の周知などについて、要配慮者名簿の受領や地区防災計画の策定などの推進を通じて啓発を行う。 ⑤ 避難所において感染症予防対策を実施し、適切な運営に取り組む。 ⑥ 高齢者への感染症予防対策に、高齢者生活支援センター、介護保険事業者等の関係団体と連携して取り組む。	① 自主防災会育成事業補助金の交付や県補助金の活用周知を行い、自主防災会等の活動支援を行った。 ② 令和4年度に、これまでの課題を踏まえ緊急・災害時要援護者台帳の運用（登録区分の変更等）及び様式の見直しを行った。民生委員・児童委員による見守りを通じて情報を更新し支援機関にて共有することで支援体制の強化を図っている。 ③ 福祉センターにおいて、令和3年度に引き続き、福祉避難所の開設訓練を実施した。またこれまで行政または福祉センター従事者を対象としていたがケアマネジャーも参加対象として追加した。 ④ 地区防災計画の説明会やワークショップ、要配慮者名簿更新の際の活用事例の紹介を通じて、自助や共助の必要性、防災施設等の周知を行った。 ⑤ 実際の避難所運営に携わる職員に対し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営研修を実施した。 ⑥ 高齢者への感染症予防対策に、高齢者生活支援センター、介護保険事業者等の関係団体と連携して取り組んだ。	B

基本目標 3		総合的な介護予防の推進																
施策の展開方向 3-1		地域における介護予防の推進																
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容			進捗状況	進捗 評価											
<p>今後、令和 22 年(2040 年)には本市の高齢化率は、40%を超える見込みとなっている。そのような中、高齢者ができる限り介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活を維持していくためには、介護予防の推進と健康寿命の延伸に向けた取組が求められる。</p> <p>また、新型コロナウイルス等の感染症による外出自粛等の影響により、高齢者の心身の機能低下も懸念されることから、新しい生活様式に対応した介護予防事業に取り組む必要がある。</p> <p>今後は、これまでの「さわやか教室(介護予防教室)」の実施に加え、介護予防の拠点である介護予防センターと高齢者生活支援センターが連携し、地域における介護予防のリーダーとなる人材の発掘や養成、自主グループの立ち上げ支援に取り組み、住み慣れた地域の身近な場所で参加できる住民主体の介護予防教室やつどい場の更なる整備に取り組む。</p>	A 介護予防活動の普及・啓発	82	<p>① 介護予防のための運動等のきっかけとなる「さわやか教室」を実施し、利用者の継続した介護予防の取組となるよう支援する。</p> <p>② 「さわやか教室」を中心とした市民への働きかけの機会を捉え、介護予防活動や健康づくりに関する知識の普及・啓発を実施する。</p> <p>③ 新型コロナウイルス等の感染症の影響等により閉じこもりがちな人へ、介護予防の動画の配信等、ICT(情報通信技術)を活用した取組を進める。</p>			<p>①② 全ての高齢者を対象とした「さわやか教室」を市内 5 か所で定期的実施した。また、市内 4 か所の高齢者生活支援センターも同じく「さわやか教室」を実施した。内容は、体操、口腔ケア・栄養指導、音楽リズム教室、水中ストレッチと多岐に渡った。広報あしや令和 4 年 9 月号ではオーラルフレイル予防に関する特集記事を掲載し、口腔ケアの重要性について周知・啓発した。</p> <p>③ 市ホームページにて、自宅でできる体操として、動画を掲載している。介護予防センター利用者に対して、外出することの大切さを日々伝えている。また芦屋市広報で、フレイル予防に関する特集記事を掲載し、芦屋 PTOTST 連絡会で作成された運動プログラムの動画の QR コードを掲載し、自宅で取り組める運動を紹介した。</p>	B											
	B 介護予防センターの機能強化	82	<p>① 介護予防のきっかけとなるよう幅広い、介護予防・健康づくりに向け、運動トレーナーの指導によるエクササイズ、口腔ケア・栄養に関する講座を実施する。</p> <p>② 介護予防センターにおいて、住民主体の活動の推進を目的としたリーダー養成講座を実施する。【新規】</p> <p>●目標値【リーダー養成講座の受講人数(人)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 3 年度 (2021 年度)</th> <th>令和 4 年度 (2022 年度)</th> <th>令和 5 年度 (2023 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>			令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	15	15	15	<p>① 介護予防教室として、口腔、栄養、運動(身体面)から見た介護予防の情報提供を座学で行った。令和 3 年度より引き続き、毎回の参加募集の記事を広報あしやに掲載したことで、介護予防センター利用者以外の参加者も増加した。令和 4 年度は 8 回実施、参加者 154 名が参加し、前年度と比べて約 30 人増加した。</p> <p>② 講座開催前に高齢者生活支援センターに事業の告知や意見交換を行い、地域の団体や個人への周知を連携して行った。令和 4 年度は 8 月に 8 名、3 月には 5 名に受講いただいた。住民主体の介護予防活動を継続するための情報を、座学、実技を交えて提供した。</p>	B					
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)															
15	15	15																
C 住民主体の介護予防活動の推進	82	<p>① トレーナー派遣事業を実施し、住民主体の介護予防活動の充実・支援を行う。</p> <p>●目標値【トレーナー派遣事業(回)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 3 年度 (2021 年度)</th> <th>令和 4 年度 (2022 年度)</th> <th>令和 5 年度 (2023 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>36</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 地域支え合い推進員の配置を継続し、高齢者生活支援センターや介護予防センターとの連携により、自主活動の立ち上げや活動の継続・充実のための支援に取り組む。</p> <p>●目標値【介護予防教室等から立ち上がった自主活動グループ数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 3 年度 (2021 年度)</th> <th>令和 4 年度 (2022 年度)</th> <th>令和 5 年度 (2023 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 介護予防・通いの場補助事業の継続により、活動の立ち上げ時の運営に対する資金面での支援を行う。</p>			令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	30	36	42	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	4	5	6	<p>① 継続的な運動の必要性の啓発と、日々の生活の中で一人一人が行える身体活動の紹介を盛り込んだプログラムを実施した。令和 4 年度の実施回数は 23 回、参加人数は延べ 197 人であった。派遣終了後も住民主体の通いの場が継続できるよう、グループの代表者や後方支援している高齢者生活支援センターと定期的に連絡を取った。</p> <p>② 令和 4 年度実績:3 グループ</p> <p>③ 介護予防・通いの場づくり事業は、8 か所の通いの場で活用があった。</p>	B
令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)																
30	36	42																
令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)																
4	5	6																



	D 幅広い機会を活用した生きがいづくり・介護予防の推進	83	<p>① ひとり一役活動推進事業によるボランティアポイントの活用の促進や生活支援型訪問サービス従事者研修を継続実施し、地域の担い手として活躍することによる生きがいづくりや介護予防の推進を図る。</p> <p>② 「あしや健康ポイント」の活用をはじめとし、関係課や関係機関が実施する事業との連携により、介護予防・健康づくりができる機会を設ける。</p> <p>③ 地域活動への参加など、高齢者が地域で活躍できる機会の増加を目指し、社会福祉協議会と連携した地域活動の充実に努める。</p>	<p>① ひとり一役活動推進事業において、1,655 回ボランティア活動を行い、46 名(178,400 円)が評価ポイントの転換を行った。</p> <p>② 「あしや健康ポイント」の活用をはじめとし、関係課や関係機関が実施する事業との連携により、介護予防・健康づくりができる機会を設ける。</p> <p>③ 生活支援の担い手の養成・確保のため、生活支援型訪問サービス従事者研修を実施し、21 人が受講した。</p>	B
	E 効果的・効率的な介護予防事業の推進	83	<p>① さわやか教室や通いの場の実施状況や、KDB システムを活用した介護予防事業の定期的な評価・点検を行い、事業の見直しを含めた、より効果的な自立支援・重度化防止の取組を推進する。<b>【充実】</b></p>	<p>① 通いの場において実施した後期高齢者質問票の結果を KDB システムにて管理することで、健康課題等の分析や事業実施に活用している。</p> <p>KDB システムを活用し要介護・要支援の初回認定者の意見書を分析した結果、認定に至った主要因が筋骨格系である割合が高いことが分かった。転倒の場所は室内の割合が半数以上を占めるため、令和 5 年度より実施する健康無関心層向けの一体的実施事業の講話内容に反映するように、専門職と調整している。</p>	B

施策の展開方向 3-2		多職種・他分野との協働による介護予防の推進									
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価						
<p>高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、令和2年4月に健康保険法等の一部改正法が施行された。これを受け、本市においても、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」に取り組む必要がある。</p> <p>市では事業の実施に向け、関係課との協議を重ね、令和3年度からの実施に向けた取組を進めており、今後は、保健事業による「疾病予防・重症化予防」と介護予防の事業等による「生活機能の改善」を一体的に実施するため、医療・介護データの解析や関係する医療専門職との連携などによる介護予防の提供体制の整備を進めていく。</p> <p>また、介護や支援が必要な人には、リハビリテーション専門職等との幅広い医療専門職の関与も得ながら、自立支援・重度化防止に向けた取組を効果的・効率的に実施する。</p>	<p>A 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業の推進 <b>【新規】</b></p>	84	<p>① 一体的な実施について、庁内関係課による連絡会を定期的開催し、医療・保健・福祉の関係する取組の調整により、事業の円滑な実施を図る。</p> <p>② 後期高齢者医療健康診査や通いの場において、後期高齢者の質問票を活用し、適切な医療や支援につなげる。</p> <p>③ 医療専門職が通いの場等に関与することで、参加者の介護予防・健康づくりへの興味関心を高め、活動内容の充実を図る。</p> <p>●目標値【通いの場等での保健事業と介護予防の一体的実施の回数(回)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>36</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	24	36	48	<p>① 令和3年度より引き続き、保険課、地域福祉課、高齢介護課、こども家庭・保健センターによる連絡会議を定期的開催し、各課の取組状況について共有するとともに課題等について協議し取組を調整することにより、事業の円滑な実施を図っている。</p> <p>② 後期高齢者医療健康診査においては質問票や受診者の状態から、医師が高齢者の健康状態を総合的に判断し、適切な相談先について情報提供を行っている(令和4年度4,528件)。通いの場においては質問票の項目からフレイルリスクの高い対象者を抽出し、保健師が個別に保健指導をすることにより、フレイル状態の悪化を予防するとともに、必要な医療や支援につなげている(令和4年度活用件数:333件)。</p> <p>③ 理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師による健康教育や健康相談を行い、参加者の介護予防・健康づくりへの関心を高め、講義の申込みがない地域の市内掲示板に案内チラシを掲示し、周知を行った。</p>	B
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)								
24	36	48									
<p>B 多職種・他機関との連携の推進</p>	84	<p>① 芦屋PTOTST連絡会と連携した、地域リハビリテーション活動支援事業を実施し、介護予防の取組内容の強化・充実を図る。<b>【新規】</b></p> <p>② 自立支援・重度化防止に向け、多職種が参加する地域ケア会議を継続して実施する。</p> <p>③ 多様な主体や各職能団体との連携により専門性を生かした効果的な介護予防事業を実施する。</p>	<p>① 地域リハビリテーション活動支援事業として「芦屋市リハビリテーション専門職による個別支援事業及び集団支援事業」を実施した。地域ケア会議で訪問が必要と判断されたケース、自主グループの活動強化を目的としている。</p> <p>② リハビリ職等と連携した自立支援型、生活援助型地域ケア会議を実施した。芦屋PTOTST連絡会から派遣されるリハビリ職に加え、栄養士、薬剤師、歯科衛生士とも連携が取れ、医療と福祉の連携を拡大することができた。</p> <p>③ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を開始し、地域の通いの場へ赴き、健康指導等の介護予防事業を行った。関係課、リハビリ職、栄養士会等と連携をとり、それぞれの専門性に富んだ講座を行った。</p>	A							

施策の展開方向 3-3		適切な総合事業の取組の推進			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>総合事業の安定した供給のために生活支援型訪問サービス従事者研修の実施によりサービスの担い手の育成に取り組む。</p> <p>また、利用者の自立支援の推進のため、地域のニーズを把握し、必要なサービスの導入を検討する。ケアプランにおいても自立した生活を営めるように目標指向型のケアプランを作成できるようケアマネジメント研修の実施を継続する。</p>	A 総合事業の推進	85	<p>① 生活支援型訪問サービス従事者研修を継続し、サービス供給量の確保と担い手の育成を進める。</p> <p>② 総合事業のサービス内容及びその実施方法、基準、単価、利用者負担について、地域の実情に応じた実施となるよう、必要に応じて、見直しを検討する。</p>	<p>① 生活支援の担い手の養成・確保のため、生活支援型訪問サービス従事者研修を実施し、21人が受講した。</p> <p>② 予防専門型訪問サービス(従前相当)、生活支援型訪問サービス(基準緩和)、予防専門型通所サービス(従前相当)を実施している。総合事業の推進のために、地域の実情に合わせた事業内容の検討を進めている。</p>	B
	B 適正な対象者選定の 実施	85	<p>① 相談時に専門職がアセスメントを通じて丁寧な助言を行うことで、介護認定申請やチェックリストの実施など利用者を適正なサービスにつなげる。</p>	<p>① 受付窓口である包括支援センターに、改めて新規事業対象者と認定を受けていた事業対象者の取扱いについての共有を行い、円滑に事業対象者へと移行できるように周知をおこなった。適正にチェックリストを実施し事業対象者として総合事業のサービスを利用できるように従事している。</p>	B
	C 介護予防ケアマネジメントの 充実	85	<p>① 利用者の自立支援に資するケアプラン作成のため、ケアマネジメント研修やケアプランチェックを実施し、指導・助言を行う。また目標指向型ケアプランを推進し、利用者の生活の質の向上を図る。</p>	<p>① 保健師及び介護支援専門員が研修に参加し、ケアプランチェックにあたっての自立支援及び重度化防止の視点や、ケアマネジャー支援について学んだことを活かしながら、利用者の自立支援・重度化防止に資するプランであることを重点に、ケアプランチェックを合計3回実施した。</p>	B



基本目標 4	介護サービスの充実による安心基盤づくり				
施策の展開方向 4-1	介護給付及び要介護認定の適正化の推進				
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>介護保険制度の持続可能性を確保するため、「芦屋市給付適正化計画」を策定し、介護給付費の適正化について、実施状況や目標達成状況を公表する。</p> <p>不適正なサービスの把握は、利用者には介護給付費の通知を送付、事業者には実地指導や県と合同の指導監査のほか、国民健康保険団体連合会給付適正化システムより提供される、ケアプラン点検対象事業所一覧を活用したケアプランチェックを実施する。</p> <p>また、国民健康保険団体連合会のシステムからの情報をもとに、事業所に請求内容の確認依頼を定期的実施し、給付費の返還等も含め適正な給付が行われるよう指導を行う。</p> <p>また、要介護認定の適正な調査の実施のため、市調査員による直接実施割合について、6割以上を維持するとともに、調査内容の平準化のための研修を引き続き実施する。併せて、介護認定審査会の各合議体の審査結果の平準化のため、介護認定審査会全体会で講習等を引き続き実施する。</p>	A 給付適正化計画の策定	86	① 芦屋市給付適正化計画(主要5事業)を策定し、その実施状況や目標達成状況を公表する。	<p>① 芦屋市給付適正化計画(令和3年度～令和5年度)を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1:要介護認定の適正化 令和4年度における市調査員による直接実施は89.1%であった。訪問調査票の確認については、指導員と審査会事務局を担う事務職員で、事後点検を100%行った。また統一した基準で調査を実施できるように、市調査員を対象にした研修を行った。</li> <li>・施策2:ケアプランの点検 国民健康保険団体連合会適正化システムの資料に基づいて、介護給付費の実績と照合し、対象プランを選定した。令和4年度は9事業所に36件の提出を依頼しケアプランチェックを実施した。</li> <li>・施策3:住宅改修等の点検 住宅改修・福祉用具購入とともに、事前にケアマネジャーより提出された理由書を、保健師等の専門職の全件点検を行った。</li> <li>・施策4:縦覧点検・医療情報との突合 国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検と医療情報突合点検を利用して、適正な給付状況について毎月点検を行い、適正な給付が行われているか確認した。照会については、国保連による照会と点検依頼を活用した。</li> <li>・施策5:介護給付費の通知 年1回(令和4年9月)介護給付費通知を送付した。</li> </ul>	B
	B 介護保険制度と相談窓口の周知	86	① ホームページ、パンフレット等多様かつ効果的な媒体により介護保険制度や介護の相談窓口となる高齢者生活支援センターを幅広く市民に周知する。	① 広報紙、ホームページ、パンフレット等による周知を実施した。「あしやの高齢者福祉と介護保険」を作成し、関係機関各所に周知を行った。各高齢者生活支援センターで、出前講座実施時や地域イベントへの参加時に相談窓口の周知をした。	A
	C 不適正なサービス提供の把握	86	<p>① 介護給付費通知を通じて利用者のサービスの利用に関する意識を醸成する。</p> <p>② 実施指導、ケアプランチェック、縦覧点検を行うことで不適正なサービス提供や重複請求などを把握し、是正を進める。</p>	<p>① 令和4年9月に介護給付費通知を送付し、不正請求等の把握に努めた。また、介護保険サービスの利用に関して保険制度等の理解を深めていただくよう努めた。</p> <p>② 国民健康保険団体連合会適正化システムの資料などに基づき、ケアプランチェックを実施した。また、本市監査指導課の作成する年間計画に基づく実地指導(令和4年度は28件)及び、県との合同による指導監査(令和4年度は13件)を実施した。介護給付適正化システムの活用による縦覧点検と医療情報突合点検を毎月実施した。照会については、国保連による照会と点検依頼を活用し、その後の過誤申立等が実施されていない場合は、事業所に確認を行い、必要な対応を促した。令和4年度は59件に対して点検依頼を行い、うち27件が過誤申立に至った。</p>	B

	D 認定調査体制の充実	86	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定調査の市調査員による直接実施割合を維持するため調査員の確保や調査体制について検討する。</li> <li>② 認定調査の平準化を図るため、調査員の外部研修への派遣や内部研修を実施し、判断基準の共有を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主担当業務が介護認定調査である市の調査員は7名。令和4年度の認定調査総件数は3,820件、うち市調査員実施件数は3,403件で、直接実施割合は89.1%であった。令和5年度以降、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い終了することを見据え、市の調査員を2名増員し、適正な認定調査に向けて体制を整備した。</li> <li>② 認定調査の適正化に係る研修に市の事務職員と調査員が参加し、研修内容の共有を行った。また、認定調査テキストに記載のない評価軸等細かな考え方について事務職員及び調査員で議論し、理解を深めることで平準化を図った。</li> </ul>	B
	E 介護認定審査会体制の充実	86	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各委員の制度理解を深め、審査基準を共有化するための研修を行い、審査の質の向上を図る。</li> <li>② 審査会の各合議体の審査内容を共有し、審査結果の平準化を進める。</li> <li>③ 研修等の参加により事務局内の制度理解を深め、滞りなく認定業務を遂行するとともに公平公正な審査会運営に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①② 審査会委員全員を対象とする介護認定審査会全体会を実施し、前年度の判定結果集計を共有した。また介護保険制度についての共有と審査会における判断基準の確認を行うことで、審査結果の平準化に努めた。</li> <li>③ 兵庫県が実施する研修に参加し、研修内容について随時担当職員と共有のうえ、必要に応じて審査会の各合議体に周知した。</li> </ul>	B

施策の展開方向 4-2		介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>介護人材の不足は喫緊の課題であり、関係団体等意向調査では、介護サービス事業者連絡会や居宅介護支援事業所から人材が不足しているとの回答が多くある。人材不足の理由は「求人しても応募がない」が最も多い状況となっている。</p> <p>人材確保に必要な事項としては、働きやすい職場環境への改善と併せて、介護職の魅力向上、多様な人材の確保・育成、リーダー介護職員の育成や業務の効率化、ICT(情報通信技術)の推進、介護職員の更なる処遇改善等が挙げられており、こうした課題に対応するために、多方面からの人材確保の取組を進める。</p>	A 介護人材の確保へ向けた取組	89	<p>① 保健福祉フェア等のイベントなどで、芦屋市介護サービス事業者連絡会等と協働し、介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施する。<b>【充実】</b></p> <p>② 市内介護保険事業者と連携し、トライやる・ウィーク等を通じた学生・生徒への介護現場の魅力向上に取り組む。</p> <p>③ 初任者研修・実務者研修受講費の市独自の補助を継続し、介護人材確保と介護職員の技術向上を支援するとともに、介護現場職員の離職防止に向けた取組を行う。</p> <p>④ 介護の周辺業務に従事する人材の確保に向けて、「ひょうごケア・アシスタント推進事業」などの周知や理解の促進に取り組む。</p> <p>⑤ 退職後の高齢者や子育てが一段落した女性など、多様な人材が介護の仕事に携わることができるよう生活支援型訪問サービス従事者研修の受講促進などに取り組む。</p> <p>⑥ 介護職の処遇改善につながる処遇改善加算等について、加算の取得に向けて、介護保険事業所への丁寧な周知に努める。</p> <p>⑦ 外国人介護人材の受け入れの推進やハラスメント対策を含めた働きやすい職場環境づくりや離職防止に向けた取組を進める。</p>	<p>① 令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため保健福祉フェアが中止となったが、事業者連絡会等と介護人材の確保に向けた連携体制を整えている。</p> <p>② 令和4年度において12名の生徒がトライやる・ウィークを通じて介護保険事業所の業務を体験することで、事業所職員の細やかで配慮の行き届いた動きを学び、介護現場への理解を深めることができた。</p> <p>③ 前年度より予算を拡充し初任者研修17件、実務者研修21件に対して補助を行うことで介護職員の技術向上・離職防止を図った。</p> <p>④ 市のホームページに掲載することや市役所窓口で事業内容のチラシを配架することで、広く周知に努めた。</p> <p>⑤ 令和4年度において3回開催した生活支援型訪問サービス従事者研修に市の職員が講師として出席し、介護保険制度等の説明を行い多様な人材の確保を図った。</p> <p>⑥ 市のホームページのほかに厚生労働省からの介護保険最新情報を随時事業所へ情報提供し、周知に努めた。また、各種加算の要件等についての問い合わせ時には、適切に見解を示し事業所への支援を行った。</p> <p>⑦ 外国人の雇用状況について事業所へヒアリングを行い、状況把握を行った。またハラスメント対策の研修に参加し理解を深めた。</p>	B
	B 業務の効率化への支援	89	<p>① ICT(情報通信技術)や介護ロボットの導入に関する情報提供や補助制度の周知など介護保険事業者への導入支援に取り組む。</p> <p>② 文書量削減に向け、申請様式や添付書類の簡素化などに取り組み、介護保険事業所の業務の効率化を支援する。<b>【充実】</b></p>	<p>① 運営推進会議等や補助実績のある事業所へのヒアリングにてICTの運用状況などを確認し、導入における効果やメリット・デメリット等を把握した。兵庫県が実施する助成制度について周知を行った。</p> <p>② 処遇改善加算に係る届出について、電子メールでも受付を行うことで、文書量の削減及び手続きの効率化を図った。</p>	B



施策の展開方向 4-3		介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>介護保険サービス事業者のサービスの質の向上と適正な運営を図るため、定期的な実地指導と必要に応じた監査を実施する。</p> <p>また、利用者からの苦情や相談に対して適切に対応するため、職員の研修への参加など相談対応技術の向上を図る。さらに、介護サービス相談員(介護相談員)派遣事業を継続することで利用者の不安解消とサービスの質の向上に努める。</p> <p>ケアマネジャーへの支援として、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等のほか、ケアマネジャーを対象としたスキルアップのための研修や助言・指導を引き続き実施する。</p> <p>また、新型コロナウイルス等の感染症対策について、市内介護保険事業者と連携して、徹底した感染症対策に取り組む。</p>	A サービス利用者の苦情及び要望等の対応体制の充実	90	<p>① 職員の苦情対応の技術向上と、情報共有を行い、適切な対応体制を整備する。また事業者に対して苦情等の情報に基づき指導等を行うことにより、サービスの質の向上につなげる。</p> <p>② 高齢者施設への介護サービス相談員(介護相談員)の派遣により利用者の不安などを解消し、サービスの質の向上を図る。</p>	<p>① 兵庫県国民健康保険団体連合会が開催する苦情処理担当者研修に参加し、適切に苦情対応するにあたり必要な知識の習得に努めた。また各市の対応の好事例を学び、内容についても課内で共有した。苦情を受け付けた場合、苦情内容・対応については同一様式の相談記録票により情報共有を図った。特段の申し出がない限り、事業所へ直接連絡し事実確認の上、関係機関と連携を図りつつ、適宜指導助言を行い、事業所から対応の結果報告も求めた。</p> <p>② 令和3年度は2施設9名、令和4年度は4施設15名でオンライン活動を実施した。</p>	B
	B 実地指導・監査の実施	90	<p>① 居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所を含む市指定事業所の適正な運営を図るため、定期的な実地指導と必要な監査を行う。</p> <p>② 実地指導については、国の指針に基づき、標準化・効率化を図る。また、指定等の届出事務についても国の様式例に準拠し、簡素化に努める。【充実】</p>	<p>① 令和4年度 運営指導27件(令和3年度 3件) 令和4年度 監査2件(令和3年度 0件) 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が少なかったことから、運営指導計画どおりに指導監査を実施できた。なお、実地以外の指導として、市内の居宅介護支援事業所を対象に運営状況を確認するチェックリストを実施するとともに、市内全ての地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所等を対象に集団指導を実施し、事業所のサービスの質の向上及び給付の適正化を図った。</p> <p>② 国から新たに示された指針、標準確認項目及び標準確認文書に基づく運営指導を行い、指導監査の標準化・効率化に取り組むことで、事業所の負担軽減を図った。また、指定等の届出事務については、押印の廃止、電子メール等による提出の受付、運営規定等に記載する従業員の「員数」の取り扱いの変更、従業員の変更に係る届け出の特例などについて整理、簡素化し、事業所の負担軽減に努めた。</p>	B
	C ケアマネジャーへの支援の強化	90	<p>① ケアマネジャーのスキルアップ研修を継続して実施する。</p> <p>② 地域ケア会議や事例研究など主任ケアマネジャーと連携し、地域のケアマネジメントの向上に努める。</p> <p>③ 困難事例等への対応支援として、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容への助言や同行を行う。</p>	<p>①③ ケアマネジャー向けに、対人援助基礎や対人援助ステップアップ講座に加えて、ケアマネジメント事例検討会等を実施した。また、地域ケア会議を開催し、困難事例の支援者間での情報を共有し、助言や同行訪問等により、ケアマネジャーを支援したものの、コロナ禍もあり、参加人数が少なかった。</p> <p>② 訪問介護(生活援助中心型)の回数の多い利用者に対するケアマネジメントについて、多職種で連携して協議することで、地域の実態把握や課題の抽出にも繋がる地域ケア会議を実施している。令和4年度は居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証に関する地域ケア会議を1回開催した。</p>	B
	D 新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底	90	<p>① 介護保険事業所内の集団感染(クラスター)の発生防止や感染症発生時のサービス継続に向けて、市と市内介護保険事業者が連携し、一体となって取り組む。</p> <p>② 介護保険事業者に対して、新型コロナウイルス感染症等に係る留意事項の情報提供等を行い、感染症対策の徹底を図る。</p>	<p>①②⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い等を周知するとともに、兵庫県の対処方針及び支援策等を事業所に情報提供を行った。</p> <p>③ 運営推進会議で感染症対策の状況について確認を行い、適切な対策について情報提供を行った。運営指導においても感染症に関するマニュアルの整備について確認を行った。</p>	B

			<p>③ 介護保険事業所内の感染症対策の状況や感染症マニュアルの整備について、運営推進会議や実地指導などにおいて確認等を行い、適切な感染症対策に取り組む。</p> <p>④ 介護保険事業者に対し、平常時からマスク・消毒液等の衛生用品の備蓄の確保を指導するとともに、集団感染(クラスター)の発生時においても介護保険サービスを継続できるよう安定的な確保に取り組む。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス等の感染症の影響を受けた介護保険事業者に対し、必要に応じた支援策を講じるとともに、国・県の支援策について情報提供する。</p> <p>⑥ 介護現場で働く職員に対し、サービス提供時の感染症予防や感染症が発生した際の対策にかかる研修を行うなど感染症に対する理解の促進を図る。</p>	<p>④ 市内事業所に対して抗原検査キットを支給し感染拡大防止に努めた。また、マスク・手袋や消毒液等の衛生資材の配布を行い、さらにクラスターが発生した事業所については追加の支援を行った。</p> <p>⑤ 原油価格・物価高騰等によって影響が生じている事業所に対して、物価高騰対策支援金を支給した。また、令和3年度に引き続きコロナ禍で濃厚接触者や感染者となった利用者に対してサービス提供を行った事務所に対して補助金を支給した。</p>	
	E 共生型サービス等の 推進	91	<p>① 共生型サービスについて、ニーズの把握に努めるとともに、サービス導入に係る課題を整理し、市内事業者と連携した取組を推進する。</p> <p>② 障がい者の介護保険制度への移行が適切に行えるよう芦屋市独自のグランドルール(支援体制)を構築するとともに、関係機関が連携した支援に取り組む。<b>【充実】</b></p>	<p>① 障害福祉サービスと介護サービスの利用について、利用者のケアカンファレンスに障がい福祉課とともに参加し、事業者と連携を図った。</p> <p>② グランドルールに基づき、介護保険制度へ移行するおよそ1年前から、介護保険及び障がい福祉課の担当者間で情報共有を行い介護保険サービスの利用が円滑に移行できるよう連携を図っている。</p>	B

施策の展開方向 4-4		低所得者への配慮			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者個々の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にある。</p> <p>本市では、大幅な所得の減少のあった人、恒常的な低所得者、災害で家屋等の損害を被った人や新型コロナウイルス等の感染症により影響を受けた人に対しては、保険料の減免及び納付相談を実施するなど、市独自の施策に努めている。</p> <p>今後も制度について、多様な手段・媒体を利用して周知を徹底するなど利用の普及に努め、低所得者への配慮に取り組む。</p>	A 介護保険料の軽減及び減免等の制度周知	91	① 広報紙、パンフレット及びホームページ等多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組む。	① 広報あしや7月号に保険料軽減制度の内容を掲載したほか、保険料決定通知を送付する際に、減免制度の内容を記載した保険料のリーフレットを同封した。また、保険料の納付相談の際に、減免に該当すると思われる方には、制度の案内をする等、情報提供に努めた。	B
	B 介護保険料の軽減及び減免	91	① 低所得者や失業等により所得が減少した人への軽減及び減免を実施する。 ② 災害により損害を受けた人や新型コロナウイルス等の感染症の影響により収入・所得が減少した人への減免を実施する。	① 低所得者に対する減免は介護保険料段階第1段階から第3段階までが対象で、23名(令和3年度:27名)の保険料を減免した。失業等(コロナ以外の要因)により所得が減少した人への減免は介護保険料段階第4段階以上が対象で、56名(令和3年度46名)の保険料を減免した。 ② 災害により損害を受けた人について、1名(令和3年度1名)の保険料を減免した。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人について、35名(令和3年度65名)の保険料を減免した。	B
	C サービス利用料の軽減	92	① 介護保険施設を利用した際の居住費(滞在費)・食費について、収入等に応じた軽減を行う。 ② 特に生計が困難な人を対象に、社会福祉法人が提供するサービスの利用料の軽減を行う。 ③ 介護保険上の利用者負担を軽減すれば生活保護受給に至らない場合に、より低い基準を適用し、利用料等の軽減(境界層措置)を行う。	① 毎年8月の更新に向け、既に受給している方に対して更新に関する書類を6月に送付し申請の勧奨に努める等適切に軽減を実施した。(令和4年度617件、令和3年度620件) ② 利用者からの申請に基づき、軽減を実施した。(令和4年度24件、令和3年度16件) ③ 生活援護課と連携しつつ、申請に基づき軽減を実施した。(令和4年度3件、令和3年度2件)	B



施策の展開方向 4-5	介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実				
	居宅サービス				
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
<p>居宅サービス(介護給付及び予防給付)では、アンケート調査(在宅介護実態調査)では、身の回りのことができなくなった時に必要なサービスとして、訪問介護や訪問看護が59.6%を占め、関係団体等意向調査でも拡充が必要なサービスの上位に訪問介護、訪問看護が入っている。また、訪問リハビリテーションが計画値より大きく実績を伸ばし、介護予防サービスでも同様の傾向を示している。訪問介護や訪問看護等の安定したサービスの供給と要介護者等の自立支援・重度化防止のため、リハビリテーションに係るサービスの計画的な提供体制の確保に取り組む。</p> <p>施設サービスでは、関係団体等意向調査で拡充が必要なサービスとして特別養護老人ホームが挙げられている。本計画期間中に特別養護老人ホームとケアハウスを整備し、待機者の一定数の解消を図る。</p> <p>地域密着型サービスでは、関係団体等意向調査において、在宅生活継続において不足している資源として、夜間の対応や喀痰吸引・経管栄養への対応などが挙げられている。こうした課題の解消に加え、家族介護者の負担軽減や離職防止、独居高齢者の在宅生活の継続を可能とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスの周知を進めるとともに、新たに看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組む。</p> <p>今後も高齢者の増加が予測されることから、令和22年(2040年)に向けて適切な需要量を見極めつつ、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの一体的なサービス提供体制の構築に取り組む。</p>	A 居宅サービスの充実	92	<p>① 地域包括ケア「見える化」システムやアンケート調査、関係団体等意向調査結果を踏まえ、各サービスの必要量を把握し、適切な居宅サービスの提供体制を推進する。</p> <p>② 地域包括ケア「見える化」システムの各指標を分析し、効果的なリハビリテーションサービスの提供体制の整備が行えるよう県との情報共有に努める。</p>	①② 居宅介護支援については、新規利用者の受入れが可能かを定期的に確認した。地域密着型サービス事業所については、例月の利用者状況報告等を確認することで、サービス提供体制や利用状況を把握した。地域包括ケア「見える化」システムを活用し要介護認定者数やサービス利用量等を近隣市と比較するなどのデータの分析を行い、効果的なサービスの提供体制が確保できるように努めた。	B
	B 医療系サービスとの連携	92	<p>① ケアマネジャーや介護保険事業所に医療関係の相談窓口等を周知するなど、医療専門職と連携できる環境を進める。</p> <p>② より利用者のニーズに対して適切なサービス提供が行えるよう医療系サービスの周知を図る。</p>	<p>① 医師とケアマネジャーや地域包括支援センターの連携が円滑に行えるように、市のホームページに連携ガイドラインを掲載し、周知を図っている。</p> <p>② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する研修の周知を行いケアマネジャーの参加を促すとともに、市職員も参加し利用状況の傾向の把握に努めた。また、市民からサービスに関して問い合わせがあった際は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの案内を行い、周知に努めた。</p>	B
	C 施設サービスの安定した供給の推進	93	<p>① 特別養護老人ホームとケアハウスを整備し、施設入所待機者の解消を図る。<b>【充実】</b></p> <p>② 令和22年(2040年)に向けた長期的な視点から必要量を把握し、安定したサービス提供が図れるよう取り組む。</p>	<p>① 令和4年4月1日より、特別養護老人ホーム及びケアハウスを新規に整備したことで、入所待機者の一定数の解消を図ることが出来た。</p> <p>② 特別養護老人ホームの入所待機者数や特定施設等の入所状況等を随時調査し、安定的なサービス提供に向けて検討を行っている。</p>	B
	D 地域密着型サービスの充実	93	<p>① ケアマネジャーへの研修などを通じてサービス内容や他市での成功事例などの周知を行い、利用の促進を図る。</p> <p>② 医療的な支援が必要な利用者への「訪問」「通い」「泊まり」のサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組む。<b>【新規】</b></p>	<p>① 芦屋市に転入してきた方が地域密着型サービスを利用するためには、原則6か月を経過した後とする取扱いを実施してきたが、令和5年4月1日以降は、小規模多機能型居宅介護や地域密着型通所介護などの在宅にて利用するサービスについては、転入後直ぐに利用できるように、取扱要領を改正した。</p> <p>② 令和3年度から引き続き看護小規模多機能型居宅介護の新規整備に向けて事業者の公募を行ったが、事業者からの応募がなく整備には至っていない。</p>	B

施策の展開方向 4-6		利用者への情報提供			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
利用者が介護サービス事業者に関する情報を容易に手に入れられるよう、様々な周知を行うとともに、「介護情報サービス公表制度」について市ホームページ等で周知を図る。	A 介護サービス事業者における情報公開	101	① 市民に対して、窓口、パンフレット、ホームページ等で市内の介護サービス事業者の情報の提供を行い、多様なサービスから必要なサービスを選択できる環境を整備する。	① 市内の介護サービス事業者の一覧を作成し、市の窓口、ホームページ等で情報提供を行っている。また、各事業所に対しては内容に変更があった際には、速やかに報告するように連携することで、最新の事業所情報を提供している。	A
	B 介護情報サービス公表制度の周知	101	① 市民の介護保険制度や介護サービスへの理解を深めるため、介護サービス情報公表システムの周知に努める。	① 市民から問い合わせがあった際、介護サービス情報公表システムを案内し、周知を図っている。	B
施策の展開方向 4-7		特別給付の実施			
取組について	施策の方向	計画書 頁数	施策の内容	進捗状況	進捗 評価
本市では、高齢者本人または介護者の緊急時の対応として、介護保険サービスを利用するまでの短期間に限り保護する「緊急一時保護事業」を、市独自の特別給付として実施しており、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知を行い、介護サービス事業者等との連携を図る。	A 緊急一時保護事業の実施	102	① 高齢者の権利擁護の観点から、緊急一時保護事業を特別給付として継続実施する。 ② 緊急時に本事業を利用できるよう、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知を図る。また、サービス提供事業所を確保できるよう、介護サービス事業者等と引き続き連携していく。	① 事業所には協力を要請し、緊急の場合には給付できるよう体制を整えている。 ② 市民への周知やケアマネジャーの利用促進のためパンフレットへの掲載やマニュアル整備を行っている。介護サービス事業者と連携しサービス提供体制を確保している。	B